

# 盗聴法（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律）の盗聴強化撤回と NSA（アメリカ国家安全保障局）の日本に対する盗聴事件の徹底調査 を求める陳情

年 月 日

様

印

## 1. 盗聴法の概要

盗聴法（正式名称：犯罪捜査のための通信傍受に関する法律）強化を含む、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（11法案一括）が審議されています。盗聴法は犯罪捜査のために警察に通信傍受、すなわち盗聴の権限を与える物です。

目下参議院で審議中なのは、1999年（平成11年）に小渕内閣で成立した法の改正案です。法務省の法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会で民国政権下より行われた議論を踏まえ、2015年（平成27年）3月13日、自公連立の安倍内閣によって国会提出されました。民主党、維新の党との協議の結果、一部変更されましたが、大枠は変わっていません。

**現行法** <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11HO137.html>

※二人以上の犯罪の有線通信を盗聴。電話（固定・携帯問わず）、電子メール、SNSなど

※対象犯罪は薬物・銃器・集団密航・組織的殺人の4種。それ以外の犯罪も、懲役1年以上の罪状を盗聴中に知り得た場合、証拠として使える

※盗聴には裁判官の令状が必要（平成26年度まで283件中、281件発付。99.29%）

※盗聴に当たって通信事業者の立会人が付く。ただし、立会人に特別の権限は無い

**改正案** <http://www.moj.go.jp/content/001139232.pdf>

<https://www.dpj.or.jp/download/22731.pdf> ▲は民主・維新との協議による変更

※対象犯罪に爆発物使用、放火、殺人、傷害・傷害致死、逮捕・監禁、誘拐・人身売買、窃盗・強盗・強盗致死、詐欺・恐喝、児童ポルノの9種を追加

※盗聴内容の暗号化により、立会人不要に。▲また条文には無いが、事件と関係ない警察官が必要に応じて捜査の適正執行を指導する事とした（NHK：<http://megalodon.jp/2015-0807-1823-18/www3.nhk.or.jp/news/html/20150807/k10010181911000.html>、維新・井出庸生氏：<https://yousei-ide.com/blog/archives/6035>）

※▲盗聴捜査への不服申し立てにおいて、盗聴原記録の聴取・閲覧・複製を請求できる

## 2.盗聴法の問題点

a,対象の広さ 盗聴法は「組織犯罪対策法」とも呼ばれています。いっけん暴力団のような、ある程度の人数の組織を対象にしているように見えます。しかし法の第一条にある「数人」とは「二人以上」（松尾邦弘・法務省刑事局長1999/5/21衆議院法務委員会）を指し、事実上全ての通信が対象になります。

b,プライバシー問題 盗聴法は、電話はもちろん、電子メール、SNSなど雑多な通信から犯行の証拠を絞り込む形になります。

現行の盗聴法に基づく盗聴は、平成26年度までに87,814件行われ、本来の犯罪に関する通信は12,732件、他の犯罪は767件。合わせて15.37%でした（林眞琴・法務省刑事局長、5/20衆議院法務委員会）。

先進例として挙げられているアメリカの場合も、2014年の盗聴レポートで、"incriminating"（罪状の証拠となる）通話は、1年間の3,554令状・4,348件中886件、20.37%となっています（<http://www.uscourts.gov/file/18186/download>）。

規模の大小はあっても、8割前後の無関係の通信を入手する前提になります。

さらに、アメリカは後述するNSAによる無令状の盗聴を加えると、盗聴対象はほとんど際限なくなります。

これらの問題点に加え、今回の改正案で適用罪状が一気に拡大します。例えば窃盗は、共犯者がいれば万引きまで含まれます（法制審議会における警察庁・小谷渉委員の説明：<http://www.moj.go.jp/content/000117138.pdf>）。裁判官の令状はほぼ素通りです。その上、立会人の省略が可能になり、以前よりさらに違法捜査への歯止めが弱められています。

このような懸念は、たびたび指摘されて来ました。にもかかわらず菅義偉<sup>すがよしひで</sup>官房長官は、2013年12月6日、「(1999年の通信傍受法案審議) 当時はこれ(特定秘密保護法案への反対)はるかにしの」いだが、成立後は「そうした声は全く無くなった」([http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201312/06\\_p.html](http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201312/06_p.html) 11分10秒以降)と断言しました。

この発言は遺憾です。成立後も続いた批判の声を黙殺したばかりで無く、既に法制審議会で内容が固まりつつあった盗聴法強化案、それによる盗聴拡大への懸念も、先回りして無視したからです。

### 3.NSA (アメリカ国家安全保障局) による盗聴

7月31日、WikiLeaks<sup>ウィキリークス</sup>がNSAの内部文書を暴露し、少なくとも2007年以降、日本政府や日本銀行、日本企業を対象に電話を盗聴していたと発表しました (<https://wikileaks.org/nsa-japan/>)。第一次安倍内閣から麻生内閣までは確実に含まれ、さらに民主党は自党首班の政権下における通話が盗聴されていたとしています (<https://www.dpj.or.jp/article/62453/>細野豪志政調会長記者会見 2015年8月4日(火))。

2013年、元NSA職員のエドワード＝スノーデン氏が暴露したところによると、NSAは月に970億の盗聴を行っているといいます(ルーク＝ハーティング 三木俊哉訳『スノーデンファイル』)。これは前述の盗聴レポートに無い物で、無令状・ほぼ無差別の盗聴です。さらに盗聴プログラムPRISMを通して、マイクロソフト、Google、ヤフー、Facebook、アップル、AOL、Skype、YouTube、PalTalkの9社が盗聴に協力したと報じられました。(Guardianの関連記事：<http://www.theguardian.com/us-news/the-nsa-files>)。

当時、日本についての公文書が直接は示されなかった事から、小野寺<sup>いつのり</sup>五典防衛相は「("The New York Times"の) 報道は信じたくない」と述べ、政府としての追及は控えられました。また日本のメディアは、敢えてスノーデン氏に直接取材しようとしませんでした(スノーデン氏に取材したメディア：<http://cryptome.org/2013/11/snowden-tally.htm>)。ところが『讀賣新聞』によると、2013年の特定秘密保護法成立に際し、同法は「ファイブ・アイズ(五つの目)」、すなわち米国、英国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドによる盗聴情報共有に加わる為の一步だったとしています(『讀賣新聞』2014/1/18)

「政治の現場 見えない戦争3 「ファイブ・アイズ」の壁」)。盗聴網の情報共有に預かりたいがために、盗聴への追及はなおざりにした。さらには日本の住民・企業情報を犠牲にしたと、疑われる内容です。

アメリカは盗聴先進国とはいえ、NSAが大規模な盗聴網を築いたのは、2001年の大規模テロ事件を受けて制定された愛国者法（2015年6月失効、代わってアメリカの自由法を制定）が大きく関わっています。同法で盗聴令状は簡素化され、無令状での盗聴も可能になりました。スノーデン氏の暴露を受け、ようやく歯止めが掛かったのです（CNN：<http://www.cnn.co.jp/usa/35065388.html>）。

この事は、盗聴拡大は簡単でも、歯止めは並大抵では行かない事を示しています。そして日本は、周回遅れでアメリカの後追いをしようとしています。

#### 4.陳情の内容

**a,盗聴法の盗聴強化を撤回する事。**

**b,NSAその他による盗聴を徹底調査し、国民・住民に結果を明らかにする事。**

盗聴法それ自体は、NSAを始め各国捜査・諜報機関による盗聴の後追いです。しかし、まさにそれらの盗聴の弊害をもまた、後を追おうとしています。

盗聴法成立から16年が経ち、インターネットはすっかり定着しました。公開情報でさえ、相当程度の個人情報を収集できます。まして非公開情報の盗聴はなおさらです。

また、NSAはじめイギリス政府通信本部（GCHQ）、ロシア連邦保安庁（FSB）、中国国家安全部・公安部など諸外国の盗聴に対しても、国民・住民・企業などの情報が盗まれている事に対して、消極的な態度を取っている事を懸念します。

ネット始め通信の利用には、一つは捜査機関・政府の節度、もう一つは諸外国などの盗聴に対する防御、いずれも必要不可欠です。

いずれも現状は極めて危険な方向に事態が進んでいる事を懸念しています。なにとぞ慎重な審議の上、国民・住民に有益な結論を出して頂ける事を祈念して、ここに陳情します。